

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと等を求める意見書

先の沖縄戦では、日本で唯一、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園には、国籍や軍人、民間人などの区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘、福岡出身者4,030人の名前も含まれています。

同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われています。

ところが、昨年4月、国はこの沖縄戦跡国立公園を含む南部地域の山野の土砂を採取して埋め立てに使用する計画を発表しました。遺骨を土砂とともに埋め立てに使ってしまうと、二度と収集することはできません。何より、沖縄戦で犠牲になった戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て事業に用いることは、人道上も許されるものではありません。

よって国におかれましては、下記の事項を速やかに実現するよう要望します。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

春日市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣